

○ 法務省
財務省 令第二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第一百五十号）第六十二条の八第四項（同令第六十二条の十五及び第六十条において準用する場合を含む。）及び第六十二条の二十二第四項（同令第六十二条の二十五及び第六十条の三十二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令

輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成六年法務省令第五号）
大蔵省

の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第四、様式第六、様式第八、様式第十、様式第十二及び様式第十四中「五」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。